

〈諸外国の生涯教育〉

英国における生涯教育の課題

角 替 弘 志

(静岡大学)

1. 継続教育から生涯教育へ

1944年教育法で、継続教育 (Further Education) が初等教育、中等教育につづく段階として制度的に位置付けられたことは、英国において、教育は生涯にわたって継続するものであるという認識が、すでにこの時期に定着していたことを示している。教育は、発達段階に従い、各人の能力、適性に応じてなされるべきであり、かつ、各人の必要に十分に対応して行われるべきであるとされることから、必然的に教育は学校教育を終了した後も、職業と並行して行われるものでもあった。学校で終日、教育のみを受けるのが教育の本来の形態であるとは言えない。仕事に従事する一方、それと並んで、職業上あるいは生活上のさまざまな実際の課題を解決し、そこで必要とされる知識や技術を習得することも、重要な教育の形態である。継続教育は、基本的には後者の教育の形態であり、それは決して、学校教育の副次的な存在とは考えられていない。

しかし、フル・タイムを基本とする学校教育とパート・タイムが基本となる継続教育を教育制度に統合的に位置付けることは、それによって、学校や継続教育機関への就学率が高まることを意味しない。現実には、英国 (イングランド・ウェールズ) では義務教育期間の就学率はほぼ100%であるものの、義務教育終了後の学校在籍率は約30% (1981-2年度30.5%)、継続教育機関在籍率は約25% (同上年度23.5%)、雇用省の未就業青少年訓練計画 (YOP) 在籍率約10% (同上年度9.6%)、就業しても継続教育機関に在籍していない者約20% (同上年度22.2%)、未

就業で学習機会のない者約15% (同上年度14.1%)⁽¹⁾である。学習する者の必要、あるいは必要とされる職業的技能等に直接的に対応して組織される教育の仕組みは結局複雑にならざるを得ない。しかも、それが複雑になればなる程、全体的には把握できにくくなるし、そこから、自らに適した教育の機会を選択することは容易ではなくなる。上に見たように、英国の義務教育終了後の教育機関への就学率は決して高くはない。そして、その理由の一つは、あまりにも複雑な教育の仕組みにあるとも考えられているのである。現在でも、子供はもちろん一般の親にとっては、その子供に適した進路にはどのようなものがあるかを理解し、最適な方向に進ませるためには、どうしたらよいかを判断することは、非常に難かしことだとさえ言われている。それにもかかわらず、「どのような進路をとるかを決断することは、どのような成績をあげるかということより、もっとずっと重要なことだ⁽³⁾」とされているのである。

近年、英国においても親の自分の子供の教育に対する関心は、従来以上に高まっている、「特に、1950年代および1960年代における中等教育の普遍化、および継続教育、高等教育の大規模な拡充の恩恵を最初に受けた世代にこの傾向が強い」と言われている。また高等教育への進学に関して、「今日では、多くの生徒とその親が、第六級およびAレベルからの最も期待が持て、かつ、最も望ましい次の段階は高等教育であると思っている⁽⁵⁾」と言われる。このような状況が生まれてきているなかでは、単に学校教育とともに継続教育が教育制度に位置付けられていることだけで、問題は解決しない。学校はもちろん、継続教育の機関を含めて、具体的に、それぞれの人々が、そこで行われている教育に、どれだけ接近し得るかが重要なのである。

さらに、人々の教育に対する関心の高まりが、技術革新に伴う急激な産業構造の変化を背景としたものであれば、長い歴史のなかで伝統的な産業と密接に結びついて形成されてきた継続教育のあり方にも根本的な検討が求められるのである。生涯教育の発想は、その意味で、英国でも、教育制度の再編成という意図も持っているということができる。

2. 生涯教育の視点—「紀元二千年の教育」の生涯教育論—

21世紀を展望した時、新たな視点から、教育、特に生涯にわたる教育が重視されなければならないという認識は、当然のことながら、英国においても従来にもまして一般的になってきている。1983年夏にロンドン大学ウェストフィールド・カレッジで、エディンバラ公の後援を得て開かれた「紀元二千年の教育」委員会

(The Trustees of Education 2000) 主催の会議でも、生涯教育は重要な課題の一つであった。そして「どのような能力の所有者であろうと、あらゆる人々にとって、生涯を通して常に教育の機会を得ることは極めて必要である。教育を受ける機会は、これまで慣行とされてきたように、主として子供や青年に限られるといったものであっては決してならない」ということがすべての討論の前提とされていたのである。「教育の制度や方法は、基本的には、社会の伝統的な諸価値を支えることに役立つものでなければならない。しかし、また、それは、今日のさらに将来の社会における文化的、社会的、産業的および技術的な変化の度合に十分に、かつ適切に対応するものでなければならない。」そうである以上は、現在の社会の広範な領域にみられる急激な変化は、生涯にわたる教育 (education throughout life) を必要としており、「紀元二千年以後の教育に照準をあわせて教育の目標を定めるべきことこそが最大の国家的重要性をもつ事柄である」との認識のうえに、生涯教育の制度化が、その理念的側面も含めて、ここでは、検討されたのである。

この会議では「生涯教育」(Lifelong Education) に関する討議のために次の七つの仮設が設定された。①社会の目的は、すべての者にとって教育を受けることが可能となり、かつ、生涯にわたるということを前提に、権利として、教育の機会が得られるようにすることである。②教育は、学ぼうとする者が慣行や法令によってよりも、自らの意思や動機によって教育の機会を得ようとする積極的な意欲に応えうるように、提供されるべきである。③普通教育 (general education) の期間が完了するまでは、学習者が社会的な文脈のなかで自分自身の能力、自分自身に対する信頼、自らの意思決定について自信を深め得るように教育プログラムを展開することが重要である。④普通教育が完了し、成年 (その年齢が何歳であろうと) になるまでの時期においては、若者はパート・タイムあるいはフル・タイムでそれぞれ個人々の必要に関連した継続教育ないし訓練の機会を得ることができる。⑤学校あるいは継続教育から直接に (高等教育機関の) 学位課程に進む者および成人のフル・タイムおよびパート・タイムでの学位課程への就学者の双方の実質的な増加に伴って、高等教育にはこれまでよりずっと幅の広い層が進むようになる。⑥多くの職業において、新しいあるいはより広範な技術や知識を習得するための定期的な再教育が必要になるとともに、継続的に行われる専門的な能力開発のための教育訓練が、これまで以上に多くの人々にとって義務的になるであろう。⑦それぞれの個人にとっても、自らの生活の豊かさを生涯にわたって追い求めていくためには、従来とは比較にならないほど広く深い教育とのかかわりがなければならない。会議では、この仮設を柱に、それをめぐって検討がなされたのである。

この仮設にもみられるように、「生涯にわたる教育」の必要が強調される背景には、急激な社会構造の変化という認識がある。「社会も経済も常に変化しつつある。われわれはさまざまな資源を活用してきているが、さらに新しい資源を発見し、開発しなければならぬ。身構えが変わり、新しいテクノロジーが導入され、市場がひろがり、雇用の形態は絶えず流動的な状態にある。」こうしたなかで、「賢明な意思決定がなされ、建設的な方法がとられるならば、英国も高度に発展した豊かな国でありつづけることができるであろう」、しかし、もし、そうできないならば、遅れた国になりかねないという危機感が、そこには存在している。このとき教育が重視されるのは、「いかなる社会にあっても、国民 (people) こそが入手しうる最大の資源である」と考えられるからである。「人々の創造性、独創性、適応性を発展させる教育こそが、社会のそれぞれの成員の才能を高め、潜在的な可能性を引き出す機会を拡げることになる」のである。現在でも、すべての英国社会にわたって多くの教育機会がそれぞれ多様に存在している。しかし、「来たるべき20年間に、この社会に及ぼされる急激なかつ予測できないほどの変化を考えるならば、十分に計画され調整された、すべての年齢集団にまたがる教育の仕組みを新たに生み出すことが求められる」のである。

社会構造の変化は、産業構造の変化や生産方法の変化だけを意味するのではなく、個々の人々の日常生活の変化、それに伴う行動様式や価値観の変化を含む。そして、そのことを踏まえて、社会は、適切に教育施設を設置し、その活用を積極的に奨励することによって、それらの変化に対応しなければならないのである。労働時間の短縮、雇用機会の変化がみられる一方で、人生に対する期待は一層高まりつつあり、そのことからすれば、多くの人々の生活のなかでは、職業や労働よりも家族や自分の事柄にかけられる比重が高まり、職場における地位や役割よりも、地域社会をはじめ各人が属するさまざまな社会集団における活動への貢献が、より重要な意味を持つという状態が生まれてきているのである。これまでと同様に労働の質は厳しく問われるであろうが、今日よりずっと多くの自由な時間が得られることも確実なのである。

(1) 生涯にわたる権利としての教育

すべての人が、生涯にわたって、権利として、教育機会を得ることができるようにするための方策に関しては、次のことが論議されている。「まず第一に優先されるべきことは、現在、少数の者しか受けられない教育の機会を、全国のすべての人が受けられるようにすること」である。そのためには、あらゆる教育の分野において、人々の年齢や文化的・人種的背景や学習能力に関係なく教育が受けら

れる制度が確立されなければならない。地理的な、また、社会的な平準化をはかるためには、これまで教育に恵まれていた少数の者の教育機会が縮小されたとしてもやむをえない。次に論じられている問題は、「各省庁にまたがる中央政府の施策は、これまで以上に緊密に調整され、体系化されなければならない」ということである。例えば青少年の分野では、健康、教育、社会福祉をおおう統合されたサービスが考えられなければならない。第3に論じられたことは、将来の技術革新一特にコンピューターの発達—に伴って、学習形態が多様化し、新しい教育機会が創出される、ということである。これまで学校でしか学ぶことのできなかったことを、家庭でも、職場でも、社会センターでも、個人で、あるいは小さなグループで、学習することが可能となる。第4の問題は、生涯にわたって教育を受けることが可能であるという観念が、青少年期に徹底することによって、一度は学校を離れた者も、必要に応じ、積極的に、再び、三たび、教育の場に戻るようになる、ということである。そして、そのための基本的な前提条件として、教育に関する情報をだれもが常時、容易に得られるシステム、および、教育に関する指導・助言のための全国的なネットワークの確立が図られなければならないのである。

これらの議論を通じて明確にされたことは今後、「社会における教育の役割と地位に関する観念が改められ、個々人の生活における教育のもつ意義は一層重視される」ということである。人々の教育に対する意欲が高まり、潜在的な能力が開発されることによって、社会全体が豊かになる。そのためにも、すべての社会の成員に対する生涯にわたる教育のあり方が絶えず追求されなければならないのである。

(2) 自発的な学習

生涯にわたる教育は、法律等の外的な力によって与えられるものであるよりも、市民一人一人の学習に対する意欲に対応して行われるべきである、という命題に関して討論されたことは次のことである。英国では義務教育期間終了とともに学校を去る者は決して少なくないが、その理由は主として経済的問題であると言われる。すなわち、それ以上学校に行っても得にならないと考えている生徒・親が多いことが進学率が高まらない大きな理由とされているのである。そのことからすれば、教育を受けるということは、十分に報われるものであるという観念が、人々の間に浸透し、そのような事実が確立されるということが、第一に重要となる。しかし、現在、学校教育においても、この問題は十分に解決されていないと指摘されている。すなわち、かなり多くの生徒は、たしかに彼等の受けている教

256 諸外国の生涯教育

育が有用であると思っている（良い成績で資格試験に合格することは価値のあることであり、就職あるいは進学のパSPORTを得たことになる）。しかし、資格試験を受けようとしなない、あるいは受けても良好な結果を得られない、ほぼ40%の生徒は、必ずしも学校に魅力を感じていないし、学ぶということに意義を見出していない、と言われるのである。学校生活のなかで、学ぶということに価値を見出し興味を深めることが、学校を出た後も学習を継続する最も大きな力となることからすれば、学校で失望感だけを味あわせる教育は改められなければならない。「教育制度の側に、親や企業・雇主等の意向に対すると同様に、あるいはそれ以上に、個々の生徒または集団としての生徒の意思・意欲に積極的に対応する姿勢が必要である」ことが強調されるのである。また、生徒（学習者）の意向にそくして教育活動が行われるようになれば、学習の場自体も多様化することになる。それゆえ、学校以外の場で、すなわち家庭でも、継続教育の機関でも、職場等でも、現在以上に学習の機会を多様に用意することが求められてくるのである。

(3) 教育段階の再編成—普通教育・「橋渡し期」教育・高等教育—

仮設3, 4, 5に示された普通教育、継続教育、高等教育の問題は、フォーマルな教育を生涯教育の視点から再編成するという問題であり、次の事項について討論がなされている。

まず論議されているのは、フォーマルな教育の体系化の観点である。この討論では、年齢的な区分はほとんど取上げられていない。すなわち、フォーマルな教育の第一の段階は普通教育（general education）の時期であり、それは出生にはじまり、個々の生徒の能力や意欲あるいは適性が明らかになり、生徒が自分の意思で明確に自らの個性や必要に対応した教育を選択し、そこに進むまでにつづく。第二の段階は、普通教育が終了してから、成年になり高等教育あるいは職業への従事開始するまでを「橋渡し」する期間である。この「橋渡し」期間が何歳ではじまり、何年間つづくかということは、各人の能力、性格、意欲あるいは将来への見通しによって異なるものであると考えられている。「橋渡し」期間が0年、すなわち、普通教育から高等教育へ直接移行することもあり得るのである。第三の段階は高等教育であり、学校あるいは継続教育機関から高等教育への進学者および成人（mature students）の入学者の増大を、いかにしてはかるかが課題である。フォーマルな教育の体系の中心となる問題は、年齢的な発達段階に対応して教育の段階を区分するのではなく、共通な教育から、各個人の必要に応じた教育への移行を、個人の能力・素質・意欲等に応じて、多様な方法を取りながら、いかにスムーズに行うかということである。

普通教育の段階では、特に幼少期では家庭の環境が子供の成長に大きく影響することから、若い両親に対する育児等に関する福祉、医療、教育等にわたっての全体的に統合された援助が地域センター等によってなされることが必要である。そして、それによって家庭から、より組織化された教育機関（学校）での学習への移行が容易になることが強調されている。また、普通教育においては、人々が、共に生活する社会に対する理解および、異った多様な背景を持つ人々の相互信頼を深めることに、最も重点が置かれなければならないとされている。もちろん、読み書き計算の能力を含め各人の資質や創造性を高める教育が、生徒の関心や能力、産業や技術の発展を踏まえてなされなければならないが、そのためにも、学習プログラムを実質的に編成する教師の力量—生徒の必要を汲みとり、生徒が能力、判断力を高め、自分に対する自信を深めるように教育する力—こそが重要となるのである。

普通教育から高等教育・就職への「橋渡し」期に関しては、その形態について、五つの類型が、この討論のなかでは示されている。(a)学校の第六級あるいは第六級カレッジにおけるアカデミックな過程。大学やポリテクニック等の高等教育機関の入学資格を得るための専門的な学習を中心とする。(b)就職し定時制の教育を受ける過程。定時制教育の内容には普通教育と職業教育が含まれる。(c)フル・タイムの見習訓練 (apprenticeship) の過程。高度な専門家レベルの手工的および頭脳的な技巧・技能の教育・訓練。(d)学校あるいは継続教育カレッジのような機関における全日制あるいは定時制の職業訓練の過程。これらの訓練は資格取得につながる。(d)1983年の青少年訓練計画 (Youth Training Scheme) のような、職業を得ることができなかった青少年に対する全日制あるいは定時制の教育・訓練の過程。この計画では、普通教育、職業教育、実際の工場等での就労体験が組織的に行われる。

教育・訓練は、各人の能力・適性に応じ、将来進むべき進路（職業）に直接的に結びついて行われるべきであるという考え方の強い英国では、普通教育修了後の教育は、内容的だけでなく、方法的にも極めて多様に用意すべきことが提案されるのである。

高等教育に関しては、その拡充がまず期待されている。「英国では、高等教育への進学率は約11%である。われわれが競っている他の国々の同様な数字はほぼ30%に近い。それゆえ、これからの世代の人々については、約30%が高等教育を受けようになるべきであり、多くの場合、そのことが経済にも利益をもたらす」というのが基本的な認識である。ただ、1980年に例をとってみても、GCEのOレベルを5科目以上取得している者は、学校教育終了者の25%にしかすぎないし、

258 諸外国の生涯教育

1科目以上Aレベルを取得している者はたった16%であるという状況があり、そのことが進学率を高めるためには極めて大きな障害となる。それをめぐっては、大学あるいはポリテクニックでの学習能力は、AレベルよりもむしろOレベルでの成績によってよりの確に判断できるのではないかという議論が最近ではよくなされるようになってきているし、さらに、学生数が増大することによって、留年生が多くなり、ドロップ・アウト率が高まっても、それは決してマイナスの要因とはならないという意見も強くなっている。他の国において、高等教育を受けたという経験がより多くの人々の間に普及したことによって、時代の変化に適應できる柔軟な思考をもった人間がより多く生みだされたということからすれば、第二次大戦後の英国経済の発展の唯一の足枷が、なぜ、技術不足と変化への抵抗であったかということの理由も十分に説明できるとも言われているのである。自然科学、工学分野を含め高等教育人口の拡大が国民の経済生活を豊かにするためにも必要であり、そのためには試験制度を含め、制度的改革が緊急の課題である。

さらに、社会的に活躍している成人の高等教育機関への就学率も、パート・タイム就学も含めて高められなければならないとされる。英国の成人学生 (mature students) の数はアメリカ、カナダの半分に過ぎない。ただ、そのためには単位互換制、就労経験を学科履習の一部に読み替える制度等、社会人が就学しやすい制度的配慮が必要となる。

しかしながら、高等教育人口を増加することは、特に大学においては、学問水準を低下することにつながるという根強い反対論がある。英国の高等教育機関における教官と学生の比率は学部、大学院を含め、他国に比べ極めて高く（1教官当り学生数が少ない）、GNPに占める教育費の割合も他国に比し決して低くはない。それゆえ、高等教育人口が増大しても、現在の制度の適切な再編成、また、放送等による遠距離学習の技法やその他の多様な方法の導入によって、十分に対応できると考えられている。ただ、その場合でも、高等教育では高度の専門性とアカデミックな水準の高さを維持することが最大限に尊重されなければならないとする立場からは、そうした方法をとることは安易に認めるべきことではないとされるのである。現実には、英国における高等教育の拡充は、大学の増設のみでなく、放送大学、ポリテクニック、高等教育カレッジの設立、再編成を通して図られており、その形態は非常に複雑多様になってきているのである。

(4) 現職教育（定期的再訓練）の組織化

生涯教育の必要性が、急速な科学技術の進歩に対応するという視点から最も強く主張された、ということからすれば、学校教育の再編成だけでなく、企業・事

業所等における現職教育が極めて重要となる。現職教育に関する第6の仮設の検討においても、まず、現職教育の必要が、①技術革新の絶えざる進行、②世界経済、国内経済あるいは産業経済の変化、という二つの基本的要因から生みだされていることが指摘されている。

定期的再訓練の概念は、1964年にボーデン卿 (Lord Bowden) によってその正当性が明らかにされて以来、一般的になったとされているが、「西暦2000年までには、働らこうとする者は誰でも、現職での再訓練を受けることが必要となる」と考えられているのである。製造工業における新しい技術の導入は、生産工程のみでなく工場の管理・経営形態をも変えることになるのであり、場合によっては、技術革新は職業そのものを大きく変えることになる。すでに多くの人々にとって、技術革新に伴う大小さまざまな仕事の上での変化は深刻な問題となっていると言われる。定期的再訓練の間隔は、当然、職種や業務の内容によって異なるが、小規模な変化は1ないし2年の間隔でおこるであろうし、半導体のような極めて急速に開発の進められている分野では、非常に短い間隔で大規模な変化が行われる。もちろん、生涯働らいている間に1ないし2の変化しかない分野もあり得るわけである。

このような状況に対応するための再訓練、現職教育のあり方については、次のことが検討されている。①実質的に重要な意味をもつ再訓練の機会および施設は、主として国によって用意される。②再訓練にかかる経費は雇用主が負担する。③雇用されていない者に対しては補助金制度が継続されなければならない。④教職を含め専門的職務にとって定期的再訓練は必須である。⑤新任者訓練と経験者に対する再訓練は共通の組織で統合的に行われることが効果的である。⑥医師等に対して既に実施されているように、自律性の高い専門職に対しては、再訓練は義務的であるべきである。

(5) 個人の生活の豊かさの追求

職業生活を維持していくために、いやおうなく学習が強いられている面があるが、しかし、「成人のかなり多くの人が、若い時代に一般教養的な事柄について真剣に学ぶ機会がなかったことを後悔している」ことも事実である。「現在では、大部分の人々が、適切な機会と環境が与えられさえすれば、自分の仕事とは全く関係のないことを学んでみたいと思っている。現に驚くほど多くの人が、さまざまな実際の障害を乗り越えて、そうしているし、そうしようとしている。更に、労働時間が短縮されることによって、自分でしたいと思った活動に精を出すという傾向は一層強まっている」のである。

このような活動は、芸術鑑賞、外国語学習など内容的にも多様で多彩な範囲にひろがっていると同時に、地域的なつながりのなかで行われるだけでなく、広範な地方的あるいは全国的、国際的なつながりのなかで行われることもある。これらの活動は、当然、余暇活動として、いわば個人の趣味として行われるものである。しかし、観光業など商業的なベースで営まれる企業や自主的に結成される組織的なグループの力によって、自らの生活を豊かにしようとする私的な活動も一層拡大するとみることができる。その場合には、例えば、行き過ぎた団体旅行が、社会的問題をひきおこす等の問題とともに、欲求が大きくなるにしたがいそれを満たすための経済的な負担の問題も生じてくる。余暇的活動に対しても、場合によっては公的な関与が必要であるし、公的資金を導入することによって、より大きな経済的見返りが期待できる場合、公的な支援が積極的に図られるべきである。個人的関心に基づく余暇活動は、多種多様な形で行われるものであり、それゆえに全体的な調査等も必要である。さらに、それが人生を豊かにする活動である以上、一方において私的なさまざまな試みがなされていたとしても、生涯にわたる教育を助長するという意味で、公的な支援も必要であり、強く期待されているのである。

(6) 生涯教育の課題—結論と勧告—

生涯教育に関しての、これまで述べてきた討論を踏まえて、三つの一般的結論が導き出されている。①教育制度の基本的な目的は、すべての個人が、自分自身の才能の十分な可能性を自覚し、その才能を、あらゆる方法を通して、自らの個人としての生活を豊かにするために、また、社会全体の利益のために用いることができるように、諸機関・施設を整えるとともに、そのような社会全体の精神的な雰囲気を生み出すことである。②教育制度は、あらゆる年齢のすべての人々に対して、最新の専門的な職業的技術の伸長を目的とした、また、自己実現の機会を最大限に与えることを意図した、有用で魅力的な学習プログラムを提供すべきである。すべての教育プログラムには、学習者自身の個人的に特有な必要を充足するとともに、自らの進歩と将来における可能性を十分に評価することができるような配慮がなされていなければならない。③絶えざる変化という重圧のもとにある、現代の高度技術社会においては、個々の人々が、複雑化の一途をたどる日常生活を適切に処理することができるだけでなく、自分達の生活している社会の将来を決定付けるのに十分な役割を演ずることができるようにするために、生涯教育はなくてはならないものである。

そして、生涯教育の積極的な推進をはかるために、次の七項目にわたる勧告を

している。①すべての人が現在よりもずっと容易に教育を受けることができるように、あらゆる知的・文化的水準の層、また、あらゆる年齢の層にわたって、首尾一貫した体系的な教育制度を生みだすために、現在の教育のさまざまな仕組みの合理化がなされなければならない。②それぞれの学習者が、自らの学習にかかわる事項についての決定に、今まで以上に加わることができるようにならなければならない。③社会的に有用な資格を得ようとしている正規に登録されている生徒に対しては、もしその者が学校等から去ったとしても、経済的な援助が行われるべきである。④高等教育の段階においては、実質的な拡充がなされるように、計画がたてられなければならない。特に、成人（社会人として活動する大人）の学生に十分な注意が払われるべきであるし、また、出席の仕方の多様化、学習期間の長さについて適切な配慮がなされるべきである。⑤時代の変化に対応するための現職教育は、勤務外として行なわれる特別な教育・訓練とならんで、日々の仕事のなかに、その一部として位置付けられなければならない。ある分野においては、継続的な教育・訓練への参加が義務的になると考えられる。⑥現在の地理的および（あるいは）社会的要因による学習機会・教育方策の不均衡を改善するためには、ある種の積極的な差別がなされるべきである。⑦必要な経費を、私的な援助および投資の資金と、地方および国レベルでの公的な資金によって共同で分担する分野が拡大するように、積極的な方法がとられるべきである。

技術革新を背景に、産業構造をはじめ広範な領域で急激な変化が生じている社会では、教育の機会を持てるか否かが、それぞれの人々の人生のあり方に決定的に重要な意味を有している。特に、英国のように（他のヨーロッパ諸国でも同様であるが）英連邦を含め他国からの異なった文化的背景を持つ移住者を多く抱える国においては、各人の受ける教育の差は、そのまま社会生活における階層差として定着する可能性が極めて高い。このことからすれば、生涯教育は、まず、すべての人々に生涯にわたり多様な教育機会、学習機会を用意することによって、教育の機会均等を実現しようとする試みであると言えることができるのである。

3. 生涯教育の実現に向けて

今日では、教育に関する会議で「教育は一生涯にわたる過程である」(Education is a lifelong process) と発言する者が一人もいない会議はないと言われる⁽⁷⁾。しかし、それだけ生涯教育の重要さが広く認識され、「紀元二千年の教育」の議論にみられるように、生涯教育の実現に向けての積極的な提案がなされていながら、そのような方向への進展は必ずしも容易ではないという見方も決して少なくない。

262 諸外国の生涯教育

「わが国の教育は、多分多くの他の国においても同様であろうが、相対的には安定しており、簡単に急に変わるといふことはあり得ない。高度技術と高い失業率という二つの重圧の下でも、変化はおこらないとは言えないにしても、急激な変化に激しく反対する力は、現実には、実質的な強さをもっている」⁽⁸⁾とも言われている。

また、現実には高い失業率、特に若年労働者の高い失業率という事態は、16歳—19歳の教育・訓練の問題をクローズ・アップさせ、職につくことのできない青少年に対する職業訓練を含め、この時期の青少年の教育をどのように編成するかが緊急の課題となってきているのである。さらに、近年の財政の緊縮政策は教育費をも厳しく切り詰めることを求め、それに関して、教育行政当局は学校およびカレッジの予算を優先する施策をとったため、青少年教育および成人教育の分野は財政的に極めて厳しい状況に置かれている。多くの青少年クラブは閉鎖され、成人教育を受ける経費（各種の講座の受講料）は暴騰した。各地の青少年や成人の余暇活動のためのクラスは、自主財源での運営を余儀なくされ、人気のない活動や小規模なコミュニティでの活動は廃止に追い込まれてしまったと言われる。現実の英国の教育制度について、「われわれの制度は、圧倒的に、総人口のなかの5歳から16歳という少数者グループに集中している。彼等が教育を享受し、他の者がその費用を負担している。16歳以上の者の社会教育活動、レクリエーション活動には、極めてわずかな公費—ほとんどの地域で教育費の5%以下—しか与えられていない」⁽⁹⁾という批判さえみられるのである。

英国においても、一方において生涯にわたる教育の必要が強く主張されながら、他方には、その実現には数多くの隘路が存在するというのが現実である。

ただ、日本の教育制度が、学校での修業年限の修了を節として（結果的には年齢を基準として）構成されているのに対し、英国では、資格（資格試験の合格）を節として教育制度が構成されており、生涯にわたる教育においても資格取得のための学習は重要な意味を持っている。その意味では、教育制度そのものが抱えている問題も、当然のことながら異なっており、生涯教育の体系化も、それぞれのかかえる教育課題にそくして構想されるものであると言ふことができるのである。

〔注〕

- (1) Central Statistical Office : Social Trends. No14. 1984 edirion. p.46
- (2) B. Taylor : A Parent's Guide to Education, 1983. p. 7 参照
- (3) B. Heap : The Higher Education Guide, 1983. p. 7

- (4) B. Taylor : op.cit. p.214
- (5) B. Heap : op.cit. p. 7
- (6) 「紀元二千年の教育」委員会 (The Trustees of Education 2000) は Prof. Bryan Thwaites および Mr. C. R. W. Wysock Wright を代表者とする Charitable Educational Trust であり, 1983年7月1日～8日にウエストフィールド・カレッジで9つの分科会からなる第1回の会議を開催し, その報告書を“Education 2000”として公にした。本書は全文94頁である。「生涯教育」は第2分科会のテーマであり, この内容に関する部分は9～19頁に記述されている。本章での引用はすべてここからのものであり引用頁の記載は省略した。Education 2000—A consultative document on hypotheses for education in AD 2000—, 1983. Cambridge University Press.
- (7) B. Taylor : op.cit. p.185
- (8) B. Taylor : op.cit. p.211
- (9) B. Taylor : op.cit. p.185